

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成27年小田原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第8号及び第9号並びに第8条第2号中「第140条の62の3第2項第4号」を「第140条の62の3第2項第6号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。